

事務連絡
令和3年12月24日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第63回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第63回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置を活用する事業です。
- 3 事前相談を令和3年12月24日（金）から令和4年1月14日（金）まで受け付けます。
- 4 認定申請を令和4年1月24日（月）から令和4年1月26日（水）まで受け付けます。
- 5 認定は3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

なお、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましては「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第63回地域再生計画認定申請受付）（通知）」（令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

なお、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の変更につきましては、総事業費の2割以内の増減等の軽微な変更であれば、変更認定申請は不要です(軽微な変更として御報告ください。)。詳細は、「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」(令和3年12月24日一部改正)10ページを御参照ください。

また、地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましては、「地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について(第63回地域再生計画認定申請受付)(通知)」(令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)を御参照ください。

(2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、支援措置を活用する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。

複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

なお、地方創生拠点整備交付金(令和3年度補正予算分)につきましては、地域再生計画の認定時期がその他の支援措置に係る地域再生計画と異なる可能性があります。

したがって、地方創生拠点整備交付金(令和3年度補正予算分)を活用する地域再生計画につきましては、その他の支援措置との併記を行わず、新規で地域再生計画を作成の上、認定申請を行ってください。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、「3 事前相談」及び「4 認定申請」を御確認ください。

[受付期間等]

事前相談期間	令和3年12月24日（金）～令和4年1月14日（金）17時
認定申請受付期間	令和4年1月24日（月）～令和4年1月26日（水）17時
認定時期	3月下旬

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり地域再生計画の事前相談を受け付けます。

活用する支援措置によっては事前相談が必須となりますので、御注意ください。※

なお、別添1「地域再生計画・支援措置一覧」の「所管省庁への事前相談」欄に「要事前相談」とある支援措置を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合は、必ず事前に当該地域再生計画に記載する事業の内容等について当該支援措置を所管する省庁へ御相談ください。

また、地域再生計画の事前相談に際しては、(3)に掲げる書類の提出により行っていただきますが、企業版ふるさと納税を活用しようとする場合であって、事業化の検討段階にある等の事情により当該書類が提出できない場合においては、必ずしも全ての書類の提出を求めるものではありませんので、積極的に御活用ください。

※ 企業版ふるさと納税と連携する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）等、事前相談が必須である支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置、事前相談の有無等は、次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

活用する支援措置	・ 地方創生推進交付金 ・ 地方創生拠点整備交付金 ・ 地方創生整備推進交付金※1	・ 企業版ふるさと納税	対象となる支援措置※2のうち、左2欄以外のもの
事前相談の有無	なし※3	任意	必須
事前相談期間	令和3年12月24日（金） ～ 令和4年1月14日（金）17時		

- ※1 事前相談は令和3年10月8日（金）～11月8日（月）に実施済
- ※2 別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置
- ※3 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談につきましては、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する地域再生計画につきましては、事前相談を行いません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談につきましては、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。詳細は、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金担当より通知する事務連絡を御参照ください。

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成又は変更してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（令和3年12月24日一部改正）、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（令和3年12月24日一部改正）、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 企業版ふるさと納税のみを活用する場合 別添5
- 企業版ふるさと納税と地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を併用する事業（以下「併用事業」という。）のうち、
同一の地域再生計画に併記する場合 別添6
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 別添7
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 別添8
- 商店街活性化促進事業計画に基づく特例を活用する場合 別添9
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 別添10

また、地方創生推進交付金及び地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）又は商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（商店街活性化促進事業）に関する事項が同一の地域再生計画に併記されている場合は、地方創生推進交付金の申請事業数の上限について

て弾力的な取扱いを行うこととしております。詳細は別途通知する「地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業に係る令和4年度地方創生推進交付金の活用について」の事務連絡を御確認ください。

(3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画につきましては、軽微な変更（「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」10ページ御参照）を除き、事前相談を行ってください。

ア 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

活用する 支援措置	提出データ	様式	提出先
企業版ふるさと 納税	地域再生計画	申請様式03_04 （変更の場合は直近認定回 で使用した word ファイル※ 1を変更してください。）	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び kigyou- furusato@cas. go.jp
	（変更の場合のみ） 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用した word ファイル（セットとなった もの）※1	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
	地方版総合戦略全文 ※2※3	貴団体作成のもの	
併用事業のうち 同一の地域再生 計画に併記する もの※4	地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル※1を変更してく ださい。	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び kigyou- furusato@cas. go.jp
	変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル（セットとなった もの）※1	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
	地方版総合戦略の該当 箇所抜粋※2	貴団体作成のもの	
	地方創生推進交付金実 施計画又は地方創生拠 点整備交付金施設整備 計画	直近で交付対象事業に決定 されたもの	
生涯活躍のまち 形成事業計画に 基づく特例	地域再生計画	申請様式03_05 （変更の場合は直近認定回 で使用したwordファイル※ 1を変更してください。）	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び nihonban- ccrc.n2c@cas. go.jp
	（変更の場合のみ） 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル（セットとなった もの）※1	
	生涯活躍のまち	申請様式08	

	事前相談様式		
地域再生エリア マネジメント負 担金制度	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回 で使用したwordファイル※ 1を変更してください。)	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び e. area- management1@c ao. go. jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル(セットとなった もの)※1	
	地域再生エリアマネジ メント負担金事前相談 様式	申請様式09	
商店街活性化促 進事業計画に基 づく特例	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回 で使用したwordファイル※ 1を変更してください。)	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び shoutengai@ca o. go. jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル(セットとなった もの)※1	
上記以外の支援 措置※5	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回 で使用したwordファイル※ 1を変更してください。)	e. nintei. c3s@ cao. go. jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したword ファイル(セットとなった もの)※1	

- ※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル
- ※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合のみ提出してください。
- ※3 個別事業に係る地域再生計画の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。
- ※4 新規事業又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分につきましては交付金のみに係る地域再生計画の取扱い（(1) 御参照）に準じて事前相談は行いません。企業版ふるさと納税活用部分につきましては、事前相談を活用できます（事前相談は任意です。また、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画を併せて御提出ください。）。
- ※5 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金につきましては、交付金のみに係る地域

再生計画の取扱い（(1) 御参照）に準じて事前相談は行いません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談につきましては、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税のみ	新規	【事前相談】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
2	併用事業のうち <u>同一の地域再生計画に併記するもの</u>	変更	【事前相談】【併用（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
3	1及び2以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画<1/2>

(4) 事前相談に当たっての留意事項

ア 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例を活用する場合

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、(3) による事前相談を実施する前に、下記連絡先まで必ず相談をしてください。

<連絡先>

内閣府地方創生推進事務局

(経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室内)

TEL : 03-3501-1697

E-mail : kyotennzei@meti. go. jp

※企業版ふるさと納税等、他の支援措置の連絡先と異なりますので、御注意
ください。

イ データ送付方法

ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

なお、別添1「地域再生計画・支援措置一覧」の「所管省庁への事前相談」欄に「要事前相談」とある支援措置を記載した地域再生計画の認定申請を行う場合は、必ず事前に当該地域再生計画に記載する事業の内容等について当該支援措置を所管する省庁へ御相談の上、「3 事前相談」を行ってください。

また、地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（「5 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）10ページ御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

(1) 認定申請受付期間

令和4年1月24日（月）から令和4年1月26日（水）17時

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 地方創生推進交付金のみを活用する場合（※）・・・・・・・・・・ 別添3
- 地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算分・令和4年度当初
予算分）のみを活用する場合（※）・・・・・・・・・・ 別添4
- 企業版ふるさと納税のみを活用する場合・・・・・・・・・・ 別添5
- 併用事業のうち同一の地域再生計画に併記する場合・・・・・・・・ 別添6
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合・・ 別添7
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合・・・・ 別添8
- 商店街活性化促進事業計画に基づく特例を活用する場合・・・・ 別添9
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税
制を活用する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添10

※ 新規の地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の作成に関して、令和4年1月中旬頃に地域再生計画の作成支援ツールの配布を行います。当該地域再生計画の作成にあたっては、当該作成支援ツールを御活用ください。（別添2御参照）

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。なお、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、第59回認定回から押印は不要としておりますので、原本を郵送いただく必要はございません。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、今認定回より活用する支援措置ごとに地域再生計画認定申請書の様式が異なります。様式を御確認の上、活用する支援措置に応じた様式を使用してください。（別添2御参照）

また、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。

更に、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している場合、地域再生計画の作成又は変更に当たり当該協議会における協議が必要となり、当該協議の概要が添付書類として必要です。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」31ページ、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

ア 認定申請における申請書類等

活用する支援措置	申請書類	様式	提出先等
地方創生推進 交付金のみ	基礎データ表ver.35	申請様式01	e.nintei.c3s@ cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定 回で使用したwordファイ ル※1を変更してくださ い。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	

	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	地方創生推進交付金実施計画	今回申請するもの	
地方創生拠点整備交付金の み	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02又は03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	地方創生拠点整備交付金施設整備計画	今回申請するもの	
企業版ふるさと納税のみ	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_04 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイ	

		ル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略全文 ※2※3	貴団体作成のもの	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
併用事業のうち同一の地域再生計画に併記する場合 ※4	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go. jp
	地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_03	
	地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	
	変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
	地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画	直近で交付対象事業に決定されたもの	
生涯活躍のまち形成事業計	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書	申請様式02_02又は02_03	

画に基づく特例	又は地域再生計画の変更の認定申請書		及び nihonban-ccr c.n2c@cas.go.jp
	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用した word ファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
地域再生エリアマネジメント負担金制度	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び e.area-management1@cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
工程表 ※2	申請様式05		
商店街活性化促進事業計画に基づく特例	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び shoutengai@cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_05	

		(変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
上記以外の支援措置	基礎データ表ver. 35	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

※3 個別事業に係る地域再生計画の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。

※4 新規事業又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	地方創生推進交付金のみ	新規	【正式提出】【推進（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【正式提出】【推進（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
2	地方創生拠点整備交付金のみ （令和3年度補正予算分）	新規	【正式提出】【拠点整備・補正】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
3	地方創生拠点整備交付金のみ （令和4年度当初予算分）	新規	【正式提出】【拠点整備・当初】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
4	地方創生拠点整備交付金のみ	変更	【正式提出】【拠点整備・継続変更】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
5	企業版ふるさと納税のみ	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
6	併用事業のうち同一の地域再生計画に併記するもの	変更	【正式提出】【併用（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
7	地方創生整備推進交付金のみ	新規	【正式提出】【公共交付金（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【正式提出】【公共交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
8	1から7以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】 （〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画

（注）ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、＜1/2＞等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例） 2分割する場合

【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第63回地域再生計画＜1/2＞

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で作成したもの又は各団体で作成したものをその他の申請書類等と合わせて代表団体に取りまとめの上、御提出ください。

イ データ送付方法

ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 35」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページ等で公開されますので、内容に誤りのないよう御留意ください。

5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

6 その他

(1) 認定申請の提出状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、以下の日時までに当事務局からメールによる連絡がなかった場合、当該書類が受理できていない可能性がございますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

活用する支援措置	対象となる支援措置※のうち、右欄及び地方創生整備推進交付金以外のもの	・地方創生推進交付金（併用事業含） ・地方創生拠点整備交付金 ・企業版ふるさと納税のみ
事前相談	令和4年1月21日（金） 17時	
認定申請	令和4年2月7日（月） 17時	令和4年3月4日（金） 17時

※ 別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置

(2) PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば「3 事前相談」の事前相談と併せて御相談ください。

【問い合わせ先】

○地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475

E-mail：e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

○企業版ふるさと納税の事業内容に関すること

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 企業版ふるさと納税担当

TEL：03-6257-1421

E-mail：kigyou-furusato@cas.go.jp

※ 「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせにつきましては、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 第63回地域再生計画の認定申請における主な変更点等について
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金活用】（後日提供）
- ・ 別添4 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算分）活用】
- ・ 別添5 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【企業版ふるさと納税のみ】
- ・ 別添6 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・企業版ふるさと納税併用】（変更認定申請）
- ・ 別添7 地域再生計画の記載イメージ（生涯活躍のまち関連）
- ・ 別添8 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）
- ・ 別添9 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業関連）
- ・ 別添10 地域再生計画の記載イメージ（小さな拠点）
- ・ 別添11 第63回地域再生計画認定において提出する地方版総合戦略について
- ・ 参考 地方創生推進交付金実施計画が変更になった場合の地域再生計画の変更認定申請の有無（後日提供）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式